

東別院漁業協同組合京内共第13号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、東別院漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする該当漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、ます類を言う。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法より組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間内で行われなければならない。

ア 魚種の名称	イ漁具漁法	ウ統数又は 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	手釣 竿釣	1人1竿 1人2統	京都府と大阪府との安威川右岸 左岸境界を結んだ線から上流の東掛川及び栢原川	5月30日から12月31日までの期間内で、 組合が定めて公表する期間内
こい	刺網 たも網			1月1日から4月30日 6月1日から12月31日まで
うなぎ	竿釣 釜			1月1日から12月31日まで
ます類 (あまご) (にじます)	手釣 竿釣 刺網	1人1竿 1人2統		3月1日から9月30日までの期間で、組合が定めて 公表する期間
ます類 (いわな)	たも網			3月16日から9月30日までの期間 で、組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域においては、ウ欄の期間は、遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
全漁業権 魚種	京都府と大阪府との 安威川右岸、左岸境界を 結んだ線から上流の 東掛川及び栢原川	4月1日から12月31日までの 期間内、組合が定めて公表する期間

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものは、これを採捕してはならない。

ア 魚種の名称	イ 全長
こい	15cm
うなぎ	30cm
ます類	あまご 12cm
	いわな、にじます 15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20%以内、1,000円以下の額については30%以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊漁料
あ ゆ	手、竿釣	年 券	6,000円
		日 券	2,000円
こ い ます類	手、竿釣	年 券	2,500円
		日 券	700円
うなぎ	竿釣、釜	年 券	2,500円
全魚種	たも網、刺網	年 券	5,000円

2 遊漁料の納付は漁業協同組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。但し、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

3 下記のア欄に掲げる者の遊漁料は、1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
学齢に達しない幼児 小学3年生以下の学童	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、再発行しない。但し、組合が特に認めた場合はこの限りでない。

(遊漁の際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場に環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ
漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち、遊漁の承認若しくは漁具、漁法等の制限に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和6年1月1日より施行する。

様式(1) 遊漁承認証

遊 漁 承 認 証			
下記のとおり遊漁を承認します。			
記			
遊漁者			
(住所)			
(氏名)	年齢	才	
承認期間	年券・日券		
魚種	あゆ・こい・うなぎ・ます類		
漁具・漁法	釣り・網		
遊漁区域	全区域		
遊漁料		円	領収済
発行者	東別院漁業協同組合	印	
(令和 年 月 日発行)			

様式(2) 漁場監視員証

漁場監視員証			
下記の者は当組合の漁場監視員			
であることを証明する。			
(住所)	亀岡市東別院町		
(氏名)			
有効期間	年	月	日
発行者	東別院漁業協同組合	印	